



調査票の記入のしかた

【08】単独事業所調査票 (卸売業、小売業) (法人・団体用)



総務省
経済産業省

- ◆ 回答する前に、本書及び『オンライン調査利用ガイド』をよくお読みください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ記載されている場合があります。これらは、事業所における回答負担を少しでも軽くするため、「平成24年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに記載したものです。
- ◆ 回答もれや回答誤りがないか、**最後にもう一度、ご確認ください。**
調査票の回答内容について、後日、おたずねする場合がありますので、印刷（保存）したオンライン回答データ又は本書巻末の下書き用調査票をお控えとして保管しておいてください。
- ◆ **オンライン回答は、11月6日（木）までにお済ませください。**
- ◇ 紙の調査票に記入する場合は、**黒色のペン又はボールペンで濃く・はっきりと記入してください。**
(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。)
記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して訂正してください。

第1面

第1面

すべての事業所が第2面にお読みください。

第2面

第2面

- A 1 名称及び電話番号 ～ 5 従業者数
- B 6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳
- C 7 事業別売上（収入）金額
- D 8 主な事業の内容 ～ 14 決算月

- E 15 年間商品販売額等 ～ 17 商品売上原価
- F 18 小売販売額の商品群別割合 ～ 20 セルフサービス方式の採用
- G 21 売場面積 ～ 24 チェーン組織への加盟

- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、コールセンターにお問い合わせください。
- 経済センサス - 活動調査 試験調査コールセンター**
0120-688-853（通話料は無料です。）
- ※ おかけ間違いのないようお願いいたします。
I P 電話などフリーダイヤルに接続できない場合：03-6371-0002（有料）
- 調査員への連絡が必要な場合には、市区にご連絡ください。

設置期間：平成26年12月17日まで
受付時間：午前 9:00～午後 6:00
(土日祝日もご利用できます)

紙へリサイクル可



経済センサス - 活動調査 試験調査サイト (<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/shiken/index.htm>)

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は**登記上の名称**）を記入してください。
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の（ ）書きのように省略しても差し支えありません。

株式会社 → (株) 宗教法人 → (宗)
 有限会社 → (有) 医療法人 → (医)
 合名会社 → (名) 社会福祉法人 → (福)
 合資会社 → (資) 農業協同組合 → (農協)
 合同会社 → (同) 漁業協同組合 → (漁協)
 学校法人 → (学) 生活協同組合 → (生協)
 公益、一般、特例財団法人 → (財)
 公益、一般、特例社団法人 → (社)

2 所在地

- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。

- 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。

例) ○ 若松町3丁目2番1号
 ○ 若松町3丁目2-1
 × 若松町3-2-1

- ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階（マンションの場合は、号室）**を記入してください。

- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「**〇〇構内**」（**〇〇は入居先の法人名と事業所名**）と記入してください。

3 経営組織

- 外国の会社は、外国に本所がある会社になります。外国の資本が参加している、いわゆる、「**外資系の会社**」は、「**外国の会社**」には該当しません。

記入上の注意

通称名には屋号などを記入しますが、フランチャイズ・チェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称を記入します。

1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	キョウカイサカタニ		ショウブツトウケイ						
	正式名称	統計酒店		(株) SHOP統計						
	通称名	統計マート 若松店								
電話番号(代表)		(03) 9876 - 4321								
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	162-0066	都道府県名	東京都	市区町村名					
	町丁・字・番地・号		若松町3丁目2番1号							
	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)		若松第3ビル 2階							
3 経営組織 ●該当する番号を○で開んでください。 ●法人でない団体：法人格のない労働組合、校友会、協議会等	1 個人経営	2 株式会社 有限会社	3 合名会社 合資会社	4 合同会社	5 会社以外の法人	6 外国の会社	7 法人でない団体			
	会社(外国の会社を除く)									
4 開設時期 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	1 昭和59年以前	2 昭和60～平成6年	3 平成7～16年	4 平成17年以降	開設年が平成25年以降の場合は開設月も記入してください					
					平成 年 月					
5 従業者数 ●11月1日現在の従業者数を記入してください。										
区分	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際に貴事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を得ている人)	④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	⑤ ④以外の人 (パート・アルバイトなど)	⑥ 臨時雇用者 (1か月以内の期間を定めて雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	⑦ 合計 (①～⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑨ ⑧以外で別経営の事業所からきて貴事業所で働いている人	
	男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	人
女	人	人	1人	2人	5人	人	8人	人	人	1人
「⑤ ④以外の人」について、8時間換算雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)								4人		
【例：3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】 (3×3)+(5×1)+(6×2)÷8時間=3.25 → 4人										

4 開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**貴事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合は、その時期を**開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
 - ・ 法人が新設(対等)合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合

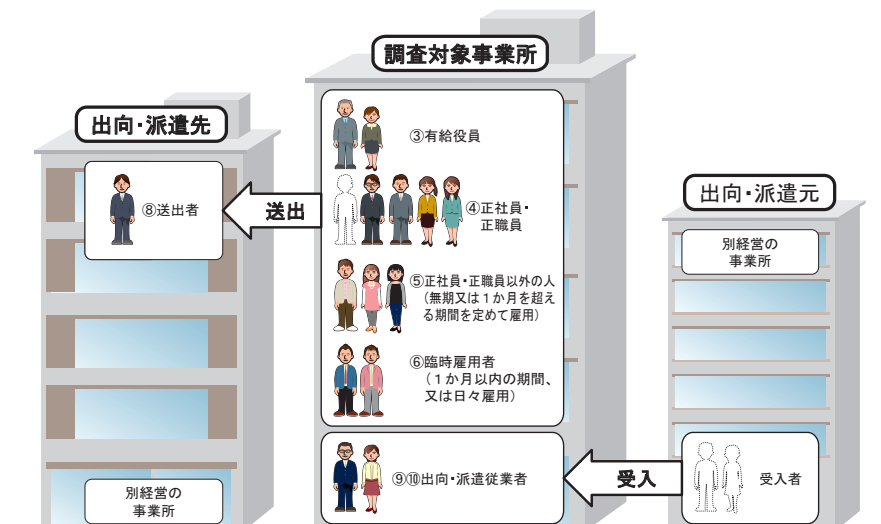
常用雇用者のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。(端数は切り上げ)
【例】 パート・アルバイトなどの合計が6人で、3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合
 (3時間×3人)+(5時間×1人)+(6時間×2人) = 26時間
 26時間 ÷ 8時間 = 3.25人 → 4人

5 従業者数

- 従業者数は、平成26年11月1日現在の従業者数を、区分ごとに記入してください。

① 個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれる人」としてください。
② 個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 ○ 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」に記入してください。
③ 有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 ○ 無給役員は従業者には該当しません。
常用雇用者	○ 以下のいずれかに該当する人 ・ 期間を定めて雇用している人 ・ 1か月を超える期間を定めて雇用している人 ・ 平成26年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用している人
④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれる人
⑤ ④以外の人(パート・アルバイトなど)	○ 「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」など正社員・正職員以外の人
⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)	○ 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、「 常用雇用者 」の定義に該当しない人
⑦ 合計	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
⑧ 送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、貴事業所で働いている人
⑨ 出向	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、貴事業所で働いている人 ○ 別経営の事業所から業務請負により貴事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含まれません。
⑩ 派遣	

<送出者及び受入者の説明>



記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
「¥」記号は記入しないでください。

以下の金額を記入する欄について

- ・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。
- ・平成25年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間）の決算について記入してください。



6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳

●平成25年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください。(万円未満四捨五入)

●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
・「②費用総額」：経常費用を記入
・「③うち売上原価」：記入不要
・「費用の内訳（特掲）」：各欄に記入

●「3 経営組織」欄が「外国の会社」又は「法人でない団体」の場合は「①売上(収入)金額」のみを記入してください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
① 売上（収入）金額				1	7	0	1	2
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				1	3	8	5	6
③ うち売上原価				1	1	7	7	8
④ 給与総額					2	7	7	5
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)						1	3	6
⑥ 動産・不動産賃借料								
⑦ 減価償却費					2	1	0	
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)					1	5	2	
⑨ 外注費					2	0	0	
⑩ 支払利息等						3	6	

6 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳

- 平成25年1月から12月までの1年間について記入してください。
 - ※ 平成25年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 - ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上（収入）金額」欄に経常収益のみを記入してください。
- 「外国の会社」の場合は、「①売上（収入）金額」欄に売上（収入）金額のみを記入してください。
- 各項目の内容は、下表を参照してください。

項目	会社	会社以外の法人
① 売上（収入）金額	・ 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 ・ 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。	・ 経常収益を記入してください。
② 費用総額 (売上原価+販売費及び一般管理費)	・ 売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）を記入してください。	・ 経常費用を記入してください。
③ うち売上原価	・ 費用総額のうち売上原価について記入してください。 ・ 売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の合計になります。	・ 記入不要です。
④ 給与総額	・ 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額を記入してください。 ・ 別経営の事業所に出向・派遣している従業者に支給している給与を含みます。	
⑤ 福利厚生費 (退職金を含む)	・ 会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
⑥ 動産・不動産賃借料	・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。	
⑦ 減価償却費	・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
⑧ 租税公課 (法人税、住民税、事業税を除く)	・ 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 収入課税の事業税（電気業、ガス業）はここに含めます。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。	
⑨ 外注費	・ 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 ・ 人材派遣会社への支払いも含みます。	
⑩ 支払利息等	・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※ 営業外費用に計上する支払利息等が該当します。（「②費用総額」の内数ではありません。）	・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。

7 事業別売上（収入）金額	事 業 別 内 訳		売上（収入）金額								又は割合（％）
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
●記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』6～7ページを参照してください。 ●6欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入） ●金額で記入できない場合は、6欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入） ●卸売、小売の両方を営んでいる場合は、それぞれ分けて記入してください。 ●販売商品に関する修理料（例：時計店の時計修理料）や修理を専業としている場合の収入は、「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」になります。 ●貴事業所内で製造した商品を貴事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合は、「(エ) ②小売の商品販売額」になります。 ●貴事業所内で製造した商品を貴事業所からインターネットや電話などを通じて個人又は家庭用消費者に販売した場合は、「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」になります。 ●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。	(ア) 農業、林業、漁業の収入										金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										
	(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額										
	(エ) 商業	① 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）					7	0	0	0	
		② 小売の商品販売額					1	0	0	0	
	建設業、 (オ) サービス 関連産業 A	③ 建設事業の収入（完成工事高）									
		④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									
		⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入									
		⑥ 運輸、郵便事業の収入									
		⑦ 金融、保険事業の収入									
		⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入									
	(カ) サービス 関連産業 B	⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入									
		⑩ 不動産事業の収入									
		⑪ 物品賃貸事業の収入									
		⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									
		⑬ 宿泊事業の収入									
		⑭ 飲食サービス事業の収入									
		⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									
		⑯ 社会教育、学習支援事業の収入									
		⑰ 上記以外のサービス事業の収入							1	2	
(キ) 学校教育事業の収入											
(ク) 医療、福祉事業の収入											
合 計		6欄①の売上（収入）金額								100	

7 事業別売上（収入）金額

- 以下の例示を参考に、6欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。

(ア) 農業、林業、漁業の収入	
動植物の飼育・栽培、 林木の育成・林産物の 採取、水産動植物の 採取・採捕を行う 事業の収入	○ 農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れ等）
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額	
	○ 自己の製造した製品の出荷額 ○ 製造事業所が他（国内事業所）に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額 ○ 発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入（製造品の加工賃収入）

7 事業別売上（収入）金額（つづき）

(エ) 商業	
① 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	○ 他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額 ○ 他の事業所のために、卸売業の商品売上の代理行為や仲立人として卸売業の商品売上のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料 ○ パチンコ景品交換所が、卸売事業者等に特殊景品を販売した場合の販売額
② 小売の商品販売額	○ 仕入れた商品又は製造した商品を、主として家庭消費者に販売した場合の販売額 ○ 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人又は家庭用消費のために直接販売した場合 × 自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売した場合 ⇒ 「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 修理料 ⇒ 「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」 × 再販業者への販売額 ⇒ 「(エ) ①卸売の商品販売額」
(オ) 建設業、サービス関連産業 A	
③ 建設事業の収入 建設工事を行う事業の収入	○ 土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、管工事など）
⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入 情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業の収入	○ 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など） × 携帯電話の販売代金 ⇒ 「(エ) ①卸売の商品販売額」又は「(エ) ②小売の商品販売額」
⑥ 運輸、郵便事業の収入	○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 ○ 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫） ○ 運輸に附帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など） × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「(カ) ⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
⑦ 金融、保険事業の収入	○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
(カ) サービス関連産業 B	
⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入 情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業の収入	○ ソフトウェア事業（受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発） ○ 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など） ○ 各種調査（市場調査、世論調査など） ○ ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピングサイト運営業務を含む） ○ ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など）
⑩ 不動産事業の収入 土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入	○ 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など）
⑪ 物品賃貸事業の収入 物品を賃貸する事業の収入	○ リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょうなど）
⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	○ 経営コンサルタント事業
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	○ D P Eの取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料

記入上の注意

金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
「¥」記号は記入しないでください。

8 主な事業の内容 ●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。																																						
「3 経営組織」欄が「外国の会社」、「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれで終わりです。第2面にお進みください。																																						
9 電子商取引の有無及び割合 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。		① 一般消費者と行った → 6 % ・6欄「①売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ② 他の企業と行った ③ 行わなかった ※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。																																				
10 設備投資の有無及び取得額 ●平成25年1月から12月までの1年間に 行った設備投資の有無について、該当する 番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。		① 設備投資を行った → ・取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) ② 設備投資を行わなかった <table><tr><td>有 形 固 定 資 産 (土 地 を 除 く)</td><td>千 億</td><td>百 億</td><td>十 億</td><td>億</td><td>千 万</td><td>百 万</td><td>十 万</td><td>万 円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>無 形 固 定 資 産 (ソ フ ト ウ ェ ア の み)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>0</td></tr></table>										有 形 固 定 資 産 (土 地 を 除 く)	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万 円							1	0	0	無 形 固 定 資 産 (ソ フ ト ウ ェ ア の み)							5	0
有 形 固 定 資 産 (土 地 を 除 く)	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万 円																														
						1	0	0																														
無 形 固 定 資 産 (ソ フ ト ウ ェ ア の み)							5	0																														
11 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を 記入してください(リースで借りている 車両も含みます)。		(1) 貨物自動車 ※ 人員輸送のみの使用は除きます。 0 台 (3) バス 0 台 (2) 乗用自動車 1 台																																				
12 土地、建物の所有の有無 ●それぞれ該当する番号を○で囲んでください。		土地 ① ある 2 ない 建物 ① ある 2 ない ・借地、借家や関連会社名義の 土地、建物は含みません。																																				
3 欄 の み 会 社 入	13 資本金等の額及び外国 資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。 <table><tr><td>千 億</td><td>百 億</td><td>十 億</td><td>億</td><td>千 万</td><td>百 万</td><td>十 万</td><td>万 円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> (万円未満四捨五入) 0 . % (小数点第2位四捨五入)										千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万 円					1	0	0	0											
	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万 円																														
				1	0	0	0																															
14 決算月	2 月 (月) ・本決算月を記入してください。 ・年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。																																					

8 主な事業の内容

- 貴事業所で行っている事業の内容が卸売業(他の者から購入した(仕入れた)商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売)、小売業(仕入れた商品又は製造した商品を、主として家庭消費者に販売)でない場合は、具体的に記入してください。
 - ・ 主な事業の内容の記入に当たっては、下記の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください
※ 商品の製造、販売(注文を受けて調理)、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、平成25年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。

【記入例1】自動車部品の卸売が主であった事業所が、自動車部品の製造を行う事業所となった場合

~~自動車部品の卸売~~ 自動車部品の製造(トランスミッション)

※ 生産品の名称、材料、用途がわかるように記入してください。

【記入例2】調理済みの料理品の小売であった事業所が、主に注文を受けてから調理する料理品を提供する事業所となった場合

~~惣菜の小売(調理済み)~~ 持ち帰り弁当屋(注文を受けて調理)

~~寿司の小売(店頭販売)~~ 寿司の宅配

- ※ 提供している飲食品の種類がわかるように記入してください。
- ※ 注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。

9 電子商取引の有無及び割合

- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。
したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

【対象となる商取引の例】

【物品の例】 ○ インターネット・ショッピング・サイトなどに来店し、商品を販売する場合
○ 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合

【サービスの例】 ○ 旅行・宿泊などの予約 ○ 航空機・電車・バスなどの座席予約
○ イベントチケットの予約 ○ 自動車損害保険などの販売 ○ オンラインバンキング
○ コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売
※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、
オンラインバンキングの手数料など)です。

【デジタルコンテンツの例】 ○ 映像(動画像)、音楽などの販売 ○ 電子書籍などの販売
○ ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査
・ 見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
・ 商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
・ 対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
・ 商品を広告するためのホームページの開設
・ 「買い物かご」による購入や予約ができない場合
・ 他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
・ 航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いて
いる自動券売機売り上げは対象外

10 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成25年1月から12月までに土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・ 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・ 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成25年1月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成25年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・ 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・ 店舗併用住宅の居住用部分
 - ・ 中古品

11 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。
 - 【自動車の種類】
貨物自動車: 貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バ ス: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

15（１）年間商品販売額が多い部門

- 有体商品の販売額について、卸売部門と小売部門を比較して年間商品販売額が多い部門の番号を選んでください。（商品券、プリペイドカード、切手等の販売額は除きます。）
代理・仲立手数料や修理料は含めません。

- 卸売業、小売業の両方を営んでいる場合は、卸売又は小売のうち年間商品販売額が多い部門の内訳について記入してください。

- 卸売販売額が多い場合
同封の『分類表（卸売業、小売業）』の２ページ（卸売部門の商品分類一覧）の中から、年間商品販売額が多い順に10商品を選択し、その分類番号、商品名及び販売金額を記入してください。

取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の３～８ページ（卸売部門の内容例示）の例示を参照してください。

代理・仲立手数料は、含めません。
（「（２）①商品売買に関する仲立手数料収入」に記入してください。）

- 小売販売額が多い場合
同封の『分類表（卸売業、小売業）』の９ページ（小売部門の商品分類一覧）の中から、年間商品販売額が多い順に10商品を選択し、その分類番号、商品名及び販売金額を記入してください。

取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の10～14ページ（小売部門の内容例示）の例示を参照してください。

- 平成25年１月から12月までの１年間（この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間）の商品販売額を記入してください。

16 商品手持額

- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。

- 他の事業所から販売を委託されている商品（受託品）は商品手持額に含め、他の事業所へ販売を委託している商品（委託品）は商品手持額に含めません。

なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

15 年間商品販売額等													
・平成25年１月から12月までの１年間（この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間）の商品販売額及び商品販売に関するその他の収入額（商品売買に関する仲立手数料収入、販売商品に関する修理料収入）について記入してください。 ・金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。													
（１）年間商品販売額が多い部門													
卸売又は小売のうち、年間商品販売額が多い部門の番号を○で囲んでください。													
1 卸売部門 ② 小売部門													
・上記で選択した部門（卸売又は小売）の内訳について、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の中から、年間商品販売額が多い順に選び、第１位から第10位までの欄にその分類番号、商品名、販売金額を記入してください。 ・金額で記入できない場合は、年間商品販売額が多い部門（卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）又は小売の年間商品販売額）に占める割合を記入してください。													
順位	分類番号	商品分類表の商品名	販売金額（年間）								又は割合（％）		
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円			
第１位	5 8 2 1	野菜					2	0	0	0	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	2	0
第２位	5 8 3 1	食肉					1	5	0	0		1	5
第３位	5 8 4 1	鮮魚					1	5	0	0		1	5
第４位	5 8 2 2	果物					1	2	0	0		1	2
第５位	5 8 9 5	料理品					1	0	0	0		1	0
第６位	5 8 6 2	菓子（非製造）					8	0	0				8
第７位	5 8 9 3	飲料（牛乳を除く・茶類飲料を含む）					5	0	0				5
第８位	5 8 6 4	パン（非製造）					5	0	0				5
第９位	6 0 9 2	たばこ・喫煙具					3	0	0				3
第10位	6 0 6 1	書籍・雑誌（古本を除く）					2	0	0				2
（２）商品販売に関するその他の収入額													
それぞれ該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。													
収入額（年間）		収入額の有無		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円		
①商品売買に関する仲立手数料収入	① ある ② ない	→						5	5	0	0		
②販売商品に関する修理料収入（販売商品と同種商品の修理のみ）	① ある ② ない	→						1	2				
16 商品手持額													
平成25年12月31日現在で、販売目的で保有しているすべての手持商品額（在庫額）を記入してください。（万円未満四捨五入） この期間で記入困難な場合は、平成25年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日で記入してください。													
千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円				4 0 0									
・原則として仕入れた際の原価（困難な場合は時価）で記入してください。 ・その場で製造し小売をする（製造小売）商品については、その原材料及び半製品を含めます。 ・営業用倉庫、他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。 ・商品手持額が無い（商品の在庫を持たない）場合は、0（ゼロ）を記入してください。													
17 商品売上原価													
平成25年１月から12月までの商品売上原価（年間商品販売額に対する仕入原価）を記入してください。 外国の会社、法人でない団体は、記入する必要はありません。（万円未満四捨五入）													
千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円				7 5 0 0									
（ ・年初在庫額＋当年仕入額－年末在庫額により計算してください。 ）													
備考													
・平成25年１月～２月まで休業													

15（１）年間商品販売額が多い部門 の内訳（割合で記入する場合）

- 割合で記入する場合は、
卸売の販売額が多い事業所は、卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）を100とし、整数で記入してください。

小売の販売額が多い事業所は、小売の年間商品販売額（修理料収入を除く）を100とし、整数で記入してください。

第１位から第10位までの割合の計が100にならなくても差し支えありません。

- 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

15（２）商品販売に関するその他の収入額

- 「①商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入します。

- 「②販売商品に関する修理料収入」には、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合に、その修理料を記入します。
（例：時計店で時計を販売するかたわら、時計を修理した場合の修理料収入）

- D P E、宅配便取次など、取引先の業者から受け取る手数料は含みません。

備考

- 平成25年に休業期間や売場面積の変更があった場合など、販売活動について通常と異なることがあれば記入してください。

以下については、「15（１）年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

18 小売販売額の商品群別割合

- 「①衣料品」、「②飲食料品」、「③その他」の分類については、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の15ページ（小売部門の商品群別一覧）を参照してください。
- 小売の商品販売額（修理料収入を除く）を100とし、その内訳を整数で記入してください。

18 小売販売額の商品群別割合										第1面「7 事業別売上（収入）金額」のうち「②小売の商品販売額」について、衣料品・飲食料品・その他の商品別に割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）													
①衣料品		②飲食料品		③その他		合 計		同封の『分類表（卸売業、小売業）』を参照し、記入してください。 ①衣 料 品：中分類57（繊維・衣服・身の回り品）に該当するもの ②飲食料品：中分類58（飲料、食料品）に該当するもの ③そ の 他：中分類59、60（自動車・自転車、機械器具、その他）に該当するもの ※上記「①衣料品」、「②飲食料品」以外のもの															
		9 0		1 0		100 %																	
19 小売販売額の商品販売形態別割合										第1面「7 事業別売上（収入）金額」のうち「②小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）													
①店頭販売		②訪問販売		③通信・カタログ販売 (インターネット以外)		④インター ネット販売		⑤自動販売機 による販売		⑥その他		合 計		ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含みます。 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含みます。									
8 5						1 0		5				100 %											
20 セルフサービス方式の採用										該当する番号を○で囲んでください。													
① セルフサービス方式を採用している (売場面積の50%以上)										【セルフサービス方式に該当する例】 ・スーパー、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ（100円ショップなど）など													
2 採用していない										【セルフサービス方式に該当しない例】 ・家庭用電気店（家電量販店を含む）、ガソリンスタンドなどいわゆる対面販売の店 ・店舗を持たない事業所 (訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売)													

19 小売販売額の商品販売形態別割合

- ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含みます。
- 「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売も含みます。
- 「通信・カタログ販売」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。（インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。）
- 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- 「自動販売機による販売」とは、貴事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- 共同購入方式、新聞、牛乳などの月極販売等は、「その他」とします。
- 小売の商品販売額（修理料収入を除く）を100とし、その内訳を整数で記入してください。

20 セルフサービス方式の採用

- 「1 セルフサービス方式を採用している」とは、貴事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
 - ① 客が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること
 - ② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
 - ③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること
- セルフサービス方式に該当する例、該当しない例を右記に記載しましたので参照してください。

1. セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

セルフサービス方式に該当する例
○ 総合スーパー ○ 専門スーパー（衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー） ○ ホームセンター ○ ドラッグストア ○ コンビニエンスストア ○ ワンプライスショップ（100円ショップなど） ○ 大型カー用品店
セルフサービス方式に該当しない例
※ 百貨店の他、商店街にある従来型の店舗形態を採用している事業所が該当します。 ○ 百貨店（デパート） ○ 衣服・身の回り品 呉服店、寝具店、毛皮コート店、作業服店、げた・草履店、かばん・袋物店、ネクタイ店、傘店 ○ 飲食料品 米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子店、まんじゅう屋、つくだ煮店、豆腐店 ○ 自動車・自転車 自動車店、二輪自動車（スクーターを含む）店、自転車店 ○ 機械器具 家庭用電気店（家電量販店を含む） ○ その他 家具・建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、農業用機械器具店、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド（セルフ形式を採用しているものも含む）、楽器店、コンパクトディスク（CD）店（音楽用のもの）、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

2. セルフサービス方式か否か紛らわしいもの

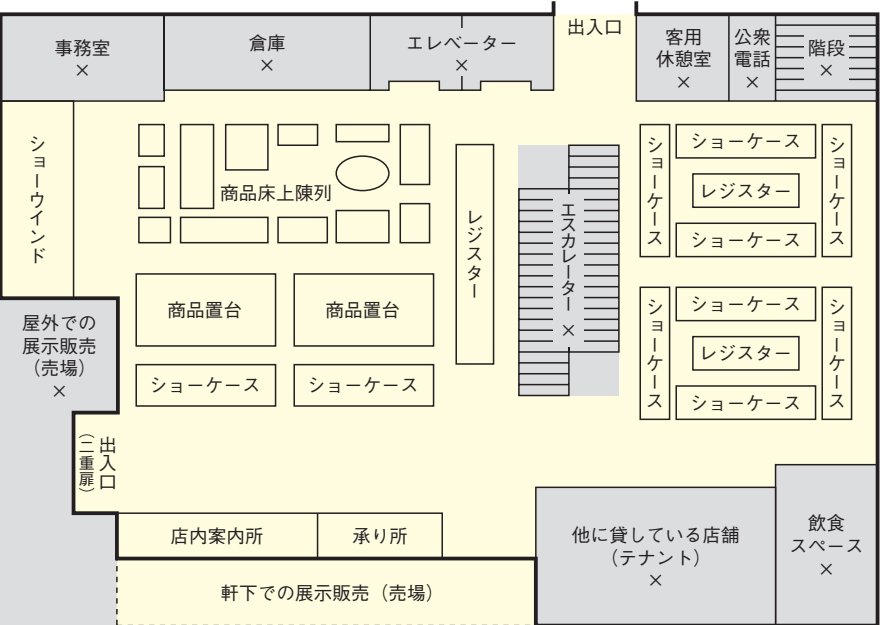
	セルフサービス方式に該当する例	セルフサービス方式に該当しない例
〈衣服・身の回り品〉 ○ 衣料品店 ○ 靴店	・衣料品スーパー ・靴量販店	・紳士服・婦人服専門店 ・主に対面販売を中心とした店
〈飲食料品〉 ○ 酒店 ○ 鮮魚店 ○ パン屋 ○ 惣菜・弁当屋	・酒量販店 ・消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店 ・主にトレーを用いている店 ・消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店
〈その他〉 ○ 金物・荒物店 ○ 日用品雑貨店 ○ 医薬品店 ○ 書籍店（本屋） ○ 文具・事務用品店 ○ スポーツ用品店 ○ 釣具店 ○ おもちゃ屋 ○ 花・植木店 ○ 中古・リサイクルショップ	・ホームセンター ・ワンプライスショップ（100円ショップなど） ・ドラッグストア ・主に古本を取り扱う量販店 ・文具・事務用品量販店 ・対面販売を必要としない商品を中心とした店 ・釣具量販店 ・がん具量販店 ・園芸センター ・対面販売を必要としない商品を中心とした店	・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・調剤薬局、薬店 ・主に新刊本を取り扱う書店、古本店（量販店を除く） ・主に対面販売を中心とした店 ・スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に対面販売を中心とした店 ・主に家電・家具等の対面販売を中心とした店

以下については、「15（１）年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

21 売場面積

- 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。敷地面積ではありません。
- 以下の事業所は、記入する必要はありません。
ガソリンスタンド、自動車小売業（新車・中古車）、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）、
畳小売業、建具小売業

売場図例



（注）売場図の中の×印は、売場面積に含めないでください。

売場面積に含めるもの

- 他から借りている店舗（テナント）及び売場
- 建物に付属して柱を建て、雨戸、板囲いで拡張使用している売場（隣との境界が明確に仕切られたものであれば、衝立、植木等を使用したものでも差し支えありません）

売場面積に含めないもの

- 他人に貸している店舗（テナント）及び売場
- 製造小売業における商品を製造するための作業所（ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場とします）
- 薬局の調剤室
- 住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所
- 倉庫など付随事業所
- 飲食スペース

22 営業時間

- 牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）は、記入する必要はありません。
- 貴事業所が管理している自動販売機の稼働時間は、営業時間とはせず、貴事業所の営業時間を記入してください。

23 店舗形態

- 該当する店舗形態がない場合は、○囲みする必要はありません。
- 「2 ドラッグストア」には、調剤薬局を併設しているドラッグストアを含みます。
- 「3 ホームセンター」とは、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所をいいます。

21 売場面積

単位は、平方メートル（1坪=3.3m²換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

十	万	千	百	十	一
			6	5	0

平方メートル（m²）

- ・ 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
- ・ 店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。

22 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある（24時間営業以外）

↓

〈開店時刻〉
①午前 1 0 時 0 0 分
2 午後 1 0 時 0 0 分

〈閉店時刻〉
1 午前 0 9 時 0 0 分
②午後 0 9 時 0 0 分

2 終日営業（24時間営業）

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

〈開店時刻〉
1 午前 1 0 時 3 0 分
2 午後 1 0 時 3 0 分

〈閉店時刻〉
1 午前 0 0 時 3 0 分
2 午後 0 0 時 3 0 分

- ・ 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
- ・ 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- ・ 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください。

23 店舗形態

貴事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を1つだけ○で囲んでください。

店 舗 形 態	
① 各種食料品小売店	各種食料品を中心に小売する事業所 「野菜・果物」、「肉」、「魚」、「酒」、「菓子・パン」、「その他の飲食料品」のうち、3分類以上にわたる商品を販売している商店、スーパー
2 ドラッグストア	医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所 「一般用医薬品（医師の処方箋を必要としないもの）」を販売していること。調剤薬局は、該当しません。
3 ホームセンター	主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住関連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所 「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを販売していること。

24 チェーン組織への加盟

該当する番号を○で囲んでください。

- ① フランチャイズ・チェーンに加盟している
- 2 ボランタリー・チェーンに加盟している
- 3 いずれにも加盟していない

レギュラー・チェーン（直営店）、メーカーの系列チェーン（元売系のガソリンスタンド、家電メーカーの販売店など）などは、「3 いずれにも加盟していない」に含みます。

24 チェーン組織への加盟

- 「1 フランチャイズ・チェーンに加盟している」とは、事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。
コンビニエンスストア、古本屋、リサイクルショップなどにこの例がみられます。
- 「2 ボランタリー・チェーンに加盟している」とは、事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。
食料品スーパーなどに例が多くみられます。
- 「3 いずれにも加盟していない」とは、上記1、2に含まれない次のようなものがあります。
 - レギュラー・チェーン（直営店）
 - 事務機器メーカーの販売店、取扱店
 - 自動車メーカーの特約店
 - 化粧品メーカーの販売店
 - 家電メーカーの販売店
 - 元売系列のガソリンスタンド など



経済センサス - 活動調査

【08】単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人・団体用)

下書き用調査票 第1面 (お控えとしてもご使用ください)

※後日おたずねする場合があります。

・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

フリガナ	
記入者氏名	
電 話 番 号	(内線：)

・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。
・オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。

平成26年11月 1 日
総務省・経済産業省

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*

1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人の場合は登記上の名称を「 正式名称 」欄に記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「 通称名 」欄に記入してください。	フリガナ			
	正式名称			
	通 称 名			
	電話番号 (代表)	()	—	
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「 ビル・マンション名等 」欄に記入してください。	郵便番号		都道府県名	市区町村名
		—		
	町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)	

3 経営組織 ●該当する番号を○で囲んでください。 ●法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等	1 個人経営	2 株式会社 有限会社	3 合名会社 合資会社	4 合同会社	5 会社以外 の法人	6 外国の会社	7 法人で ない団体
	会社(外国の会社を除く)						

4 開設時期 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	1 昭和59年 以前	2 昭和60～ 平成6年	3 平成7 ～16年	4 平成17年 以降	→	開設年が平成25年以降 の場合は開設月も記入 してください	→	平成		年		月

5 従業者数 ●11月1日現在の従業者数を記入してください。												
区分	① 個人業主 〔個人経営の 事業主で、実 際に貴事業 所を経営して いる人〕	② 個人業主の 家族で無給 の人	③ 有給役員 〔個人経営以 外で役員報 酬を得ている 人〕	常用雇用者 〔期間を定めずに、若しくは1か月を 超える期間を定めて雇用している 人 又は9月と10月にそれぞれ 18日以上雇用している人〕		⑥ 臨時雇用者 〔1か月以内の期間を 定めて雇用している 人や日々雇用してい る人など、常用雇用 者の定義に該当しない 人 ※⑤以外のパート・ アルバイトなどを含む〕	⑦ 合計 〔①～⑥の合 計〕	⑧ 送出者 〔⑦合計のう ち、別経営の 事業所へ出 向又は派遣 している人〕	受入者 〔①～⑧以外で別経営の 事業所からきて貴事業 所で働いている人〕			
				④ 正社員・正職 員などと呼ば れている人	⑤ ④以外の人 〔パート・アルバイ トなど〕					⑨ 出向	⑩ 派遣	
	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

「⑤ ④以外の人」について、8時間換算雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ) → 人 【例：3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】
[(3×3)+(5×1)+(6×2)]÷8時間=3.25 ⇒ 4人

以下の金額を記入する欄について
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。
・平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。

6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳 ●平成25年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください。(万円未満四捨五入) ●「3 経営組織」欄が「 会社以外の法人 」の場合は、以下のように記入してください。 ・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入 ・「②費用総額」：経常費用を記入 ・「③うち売上原価」：記入不要 ・「費用の内訳(特掲)」：各欄に記入 ●「3 経営組織」欄が「 外国の会社 」又は「 法人でない団体 」の場合は「①売上(収入)金額」のみを記入してください。													
	① 売上(収入)金額												
	② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)												
	③ うち売上原価												
	費用の内訳 (特掲)	④ 給与総額											
		⑤ 福利厚生費(退職金を含む)											
		⑥ 動産・不動産賃借料											
		⑦ 減価償却費											
		⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)											
		⑨ 外注費											
⑩ 支払利息等													

7 事業別売上(収入)金額 ●記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』6～7ページを参照してください。 ●6欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ●卸売、小売の両方を営んでいる場合は、それぞれ分けて記入してください。 ●販売商品に関する修理工料(例：時計店の時計修理工料)や修理を専門としている場合の収入は、「(カ) ⑰上記以外のサービス事業の収入」になります。 ●貴事業所内で製造した商品を貴事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合は、「(エ) ②小売の商品販売額」になります。 ●貴事業所内で製造した商品を貴事業所からインターネットや電話などを通じて個人又は家庭用消費者に販売した場合は、「(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額」になります。 ●「3 経営組織」欄が「 会社以外の法人 」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。 <th colspan="2">事業別内訳</th> <th colspan="7">売上(収入)金額</th> <th colspan="3" rowspan="2">又は割合(%)</th>		事業別内訳		売上(収入)金額							又は割合(%)					
				千億	百億	十億	億	千万	百万	十万				万円		
(ア) 農業、林業、漁業の収入																
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入															
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額																
(エ) 商業	① 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)															
	② 小売の商品販売額															
(オ) サービス 関連産業A	③ 建設事業の収入(完成工事高)															
	④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入															
	⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入															
	⑥ 運輸、郵便事業の収入															
	⑦ 金融、保険事業の収入															
	⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入															
	⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入															
(カ) サービス 関連産業B	⑩ 不動産事業の収入															
	⑪ 物品賃貸事業の収入															
	⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入															
	⑬ 宿泊事業の収入															
	⑭ 飲食サービス事業の収入															
	⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入															
	⑯ 社会教育、学習支援事業の収入															
⑰ 上記以外のサービス事業の収入																
(キ) 学校教育事業の収入																
(ク) 医療、福祉事業の収入																
合 計				6欄①の売上(収入)金額							100					
8 主な事業の内容 ●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。																

「3 経営組織」欄が「外国の会社」、「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれで終わりです。第2面にお進みください。

9 電子商取引の有無及び割合 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。	1 一般消費者と行った	→	 %	・6欄「①売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)												
	2 他の企業と行った															
※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。																
10 設備投資の有無及び取得額 ●平成25年1月から12月までの1年間に 行った設備投資の有無について、該当する 番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。	1 設備投資を行った	→	・取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)													
	2 設備投資を行わなかった															
				有 形 固 定 資 産 (土 地 を 除 く)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円				
				無 形 固 定 資 産 (ソフトウェアのみ)												
11 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を 記入してください(リースで借りている 車両も含みます)。	(1) 貨物自動車 ※ 人員輸送のみの使用は除きます。	 台	(3) バス	 台												
	(2) 乗用自動車	 台														
12 土地、建物の所有の有無 ●それぞれ該当する番号を○で囲んでください。																
土地		1 有	2 ない	建物	1 有	2 ない	・借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。									
3 欄の が み 記 社 入	13 資本金等の額及び外国 資本比率				(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。											
					千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 (万円未満四捨五入) % (小数点第2位四捨五入)											
14 決算月		 月 (月)		・本決算月を記入してください。 ・年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。												

すべての事業所が第2面にお進みください。 →

下書き用調査票 第2面（お控えとしてもご使用ください）
※後日おたずねする場合があります。

【06】単独事業所調査票（卸売業、小売業）（法人・団体用）

15 年間商品販売額等

・平成25年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間）の商品販売額及び商品販売に関するその他の収入額（商品売買に関する仲立手数料収入、販売商品に関する修理料収入）について記入してください。

・金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

(1) 年間商品販売額が多い部門

卸売又は小売のうち、年間商品販売額の多い部門の番号を○で囲んでください。

1 卸売部門

2 小売部門

↓

・上記で選択した部門（卸売又は小売）の内訳について、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の中から、年間商品販売額が多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、商品名、販売金額を記入してください。

・金額で記入できない場合は、年間商品販売額が多い部門（卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）又は小売の年間商品販売額）に占める割合を記入してください。

順位	分類番号	商品分類表の商品名	販売金額（年間）								又は割合（％）			
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円				
第1位										金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。				
第2位														
第3位														
第4位														
第5位														
第6位														
第7位														
第8位														
第9位														
第10位														

(2) 商品販売に関するその他の収入額

それぞれ該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

収入額（年間）	収入額の有無	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
①商品売買に関する仲立手数料収入	1 ある 2 ない								
②販売商品に関する修理料収入 （販売商品と同種商品の修理のみ）	1 ある 2 ない								

16 商品手持額

平成25年12月31日現在で、販売目的で保有しているすべての手持商品額（在庫額）を記入してください。
（万円未満四捨五入）
この期間で記入困難な場合は、平成25年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日で記入してください。

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

・原則として仕入れた際の実価（困難な場合は時価）で記入してください。

・その場で製造し小売をする（製造小売）商品については、その原材料及び半製品を含めます。

・営業用倉庫、他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。

・商品手持額が無い（商品の在庫を持たない）場合は、0（ゼロ）を記入してください。

17 商品売上原価

平成25年1月から12月までの商品売上原価（年間商品販売額に対する仕入原価）を記入してください。
外国の会社、法人でない団体は、記入する必要はありません。（万円未満四捨五入）

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

・年初在庫額＋当年仕入額－年末在庫額により計算してください。

備考

以下については、左記「15（1）年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

18 小売販売額の商品群別割合

第1面「7 事業別売上（収入）金額」のうち「②小売の商品販売額」について、衣料品・食料品・その他の商品別に割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①衣料品	②飲食料品	③その他	合 計
			100 %

同封の『分類表（卸売業、小売業）』を参照し、記入してください。

①衣 料 品：中分類57（繊維・衣服・身の回り品）に該当するもの

②飲食料品：中分類58（飲料、食料品）に該当するもの

③そ の 他：中分類59、60（自動車・自転車、機械器具、その他）に該当するもの

※上記「①衣料品」、「②飲食料品」以外のもの

19 小売販売額の商品販売形態別割合

第1面「7 事業別売上（収入）金額」のうち「②小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売 （インターネット以外）	④インター ネット販売	⑤自動販売機 による販売	⑥その他	合 計
						100 %

・ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含みます。

・共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含みます。

20 セルフサービス方式の採用

該当する番号を○で囲んでください。

1 セルフサービス方式を採用している
（売場面積の50％以上）

2 採用していない

【セルフサービス方式に該当する例】

・スーパー、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ（100円ショップなど） など

【セルフサービス方式に該当しない例】

・家庭用電器店（家電量販店を含む）、ガソリンスタンドなどいわゆる対面販売の店

・店舗を持たない事業所
（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）

21 売場面積

単位は、平方メートル（1坪＝3.3m²換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

十	万	千	百	十	一

平方メートル（m²）

・商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。

・店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。

22 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

1 開店時刻及び閉店時刻がある（24時間営業以外）

↓

〈開店時刻〉
1 午前
2 午後

〈閉店時刻〉
1 午前
2 午後

2 終日営業（24時間営業）

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

〈開店時刻〉
1 午前
2 午後

〈閉店時刻〉
1 午前
2 午後

・正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。

・訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。

・通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください。

23 店舗形態

貴事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を1つだけ○で囲んでください。

店 舗 形 態	
1 各種食料品小売店	各種食料品を中心に小売する事業所 「野菜・果物」、「肉」、「魚」、「酒」、「菓子・パン」、「その他の飲食料品」のうち、3分類以上にわたる商品を販売している商店、スーパー
2 ドラッグストア	医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所 「一般用医薬品（医師の処方箋を必要としないもの）」を販売していること。調剤薬局は、該当しません。
3 ホームセンター	主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住関連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所 「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを販売していること。

24 チェーン組織への加盟

該当する番号を○で囲んでください。

1 フランチャイズ・チェーンに加盟している

2 ボランタリー・チェーンに加盟している

3 いずれにも加盟していない

レギュラー・チェーン（直営店）、メーカーの系列チェーン（元売系のガソリンスタンド、家電メーカーの販売店など）などは、「3 いずれにも加盟していない」に含みます。

18

第2面

19